

湯河原町議会の職員に対する事務委任規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(委任事務) 第2条 町長は、次に掲げる事務を議会事務局長に委任する。 (1) 議会の所掌に係る歳入歳出予算の執行に関すること。ただし、湯河原町事務決裁規程（昭和50年湯河原町訓令第1号）別表第1(3) 財務関係の部に規定する決裁区分の<u>課等長</u>の決裁区分を超えないものとする。 (2) (略)	(委任事務) 第2条 町長は、次に掲げる事務を議会事務局長に委任する。 (1) 議会の所掌に係る歳入歳出予算の執行に関すること。ただし、湯河原町事務決裁規程（昭和50年湯河原町訓令第1号）別表第1(3) 財務関係の部に規定する決裁区分の<u>参事</u>の決裁区分を超えないものとする。 (2) (略) 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。	